

## 総社市介護保険給付費通知の実施に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、介護保険サービス利用者に対する介護保険給付費通知書（以下「給付費通知」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護保険給付 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護保険サービスに係る給付をいう。
- (2) 給付費通知 前号に係るサービス提供年月、サービス事業所、サービス種類、サービス日数又は回数、利用者負担額合計額、サービス費用合計額を記載した、当該サービス利用者に対する通知をいう。

### (申請者の範囲)

第3条 次に掲げる者は、当該被保険者に係る給付費通知の交付申請を市長に対して行うことができる。

- (1) 被保険者
- (2) 被保険者の2親等以内の親族
- (3) 被保険者の成年後見人
- (4) 地域福祉権利擁護制度における生活支援員等の市長が特に必要と認めた代理人

### (交付申請の場所等)

第5条 給付費通知の交付申請及び交付の場所は、長寿介護課とする。ただし、給付費通知の交付申請及び交付は、郵送、メール又はその他市長が別に定める方法により行うこともできる。

2 第3条に規定する給付費通知の交付申請者は、交付申請者であることを証する書類等を提示した上、介護保険給付費通知書交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

### (給付費通知のサービス提供年月及び申請期間)

第6条 給付費通知の交付申請を行うことができるサービス提供年月及び申請期間は、次のとおりとする。

| サービス提供年月   | 申請期間      |
|------------|-----------|
| 4月から同年9月まで | 翌年1月から1年間 |
| 10月から翌年3月  | 同年7月から1年間 |

(交付等の決定)

第7条 市長は、交付申請書を受理した日から起算して14日以内に交付又は不交付の決定をしなければならない。

(交付決定の通知等)

第8条 市長は、第3条第1項各号のいずれかに該当する者からの交付申請に対し、前条の規定による交付の決定を行った場合は、介護保険給付費通知書により、不交付の決定を行った場合は、介護保険給付費通知不交付決定通知書により、速やかにその決定の内容等必要な事項を申請者に通知しなければならない。

(費用負担等)

第9条 給付費通知の交付に係る手数料は、無料とする。

2 第5条第1項により、郵送による交付を希望する場合、郵送に要する費用は徴収しない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

この要領は、令和6年7月1日から実施する。